

令和3年第1回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和3年1月15日 開会

令和3年1月15日 閉会

新十津川町議会

令和3年第1回新十津川町議会臨時会

令和3年1月15日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
保健福祉課長	長島史和君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	後木満男君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑晃君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。ただ今から、令和3年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今、出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。10番、安中経人君。兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第1号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第11号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。そして、令和3年新しい年を迎えて、初めてお会いする方も多くいらっしゃいますので、改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、ただ今上程いただきました議案第1号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第11号。

令和2年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589万7千円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,392万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第1号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第11号につきまして、内容の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額589万7千円。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金119万9千円と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金469万8千円の合計額でございます。計16億1,371万5千円。

歳入合計、補正額589万7千円、計100億8,392万3千円。

次に、歳出でございます。

4款、衛生費。補正額589万7千円。計5億7,194万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で589万7千円。

歳出合計、補正額589万7千円。計100億8,392万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金589万7千円でございます。

次に、8ページ、9ページにお戻り願いたいと思います。

8ページで繰越明許費についてご説明を申し上げます。

款、10款教育費。項、3項中学校費。事業名、中学校空調設備整備事業。金額4,270万2千円。中学校空調設備整備事業につきましては、令和2年度第4回定例会におきまして補正予算計上いたし、可決をいただいたところでございますが、その後に実施設計が完了し、工期が4か月以上必要となるということから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、9ページをご覧願いたいと思います。

債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。追加でございます。

事項、北中央2条通り改修工事。期間、令和2年度から令和3年度まで。限度額1,600万円。これは、庁舎建替えに伴う外構工事に合わせ令和3年度に庁舎西側の北中央2条通を改修する予定でございます。消防車庫前の区間は令和3年5月の新庁舎供用開始前に

歩道改修や支障物の移設を行う必要があり、工事発注後の準備などを考慮いたしますと令和2年度中の発注が必要であることから、債務負担行為補正を行うものでございます。

次、事項、スポーツセンター浄化槽改修工事。期間、令和2年度から令和3年度まで。限度額3,709万1千円。これは、スポーツセンターの浄化槽に漏水が発生していることが判明し、本年度中に改修工事を発注したいと考えてございますが、工事期間が令和3年度にまたがることから、債務負担行為補正を行うものでございます。

次に、歳出補正の内容についてご説明を申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。

4款1項4目予防費。補正額589万7千円、計3,404万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金589万7千円。内容を申し上げます。事業番号7番、新型コロナウイルス予防接種事業589万7千円。これは、新型コロナウイルスワクチンを接種するために必要な準備及び接種に係る本年分の経費について補正予算計上するものでございます。

内訳でございますが、ワクチン接種に係るクーポン券発行や管理用システムの改修及びワクチン接種に係る委託料で312万4千円、ワクチン保管用冷凍庫2台分の購入費200万円、ワクチン接種準備業務を担う会計年度任用職員の人件費分で24万3千円、その他郵券料や消耗品で53万円となります。

ワクチン接種に係る今後の予定についてでございますが、2月末までにシステム改修及びワクチン接種クーポン券発送準備を整えまして、3月に入りワクチン接種対象となる65歳以上の町民にクーポン券を郵送いたします。3月中旬から接種開始となる見込みでございます。

なお、本年度内の接種見込み数といたしましては、医療従事者200人、高齢者300人を見込んでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。ワクチン保管の冷蔵庫を購入するとありますので、そのワクチンの接種は、例えば、病院に委託をして市立病院とか滝川、砂川に行って接種をするというのではなくて、町内で接種をするということなのか、それと、今は高齢者の方と医療従事者の方が対象ですけれども、その年齢に達しなくても、例えば、持病がある方とか、そういった方への接種はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の冷蔵庫購入についてでございますが、接種状況も併せてちょっとご説明させていただきます。

基本的には、町内に住所をお持ちの方は町内でうつことが基本でございます。ですので、本町でいきますと、二つの医療機関でうっていただくという体制になることで、現在、2医療機関と接種体制について調整を行っているところでございます。

冷凍庫につきましては、本町に2つ国から配賦される予定でございますので、今回2個分の予算を見させていただきましたが、最新の情報でいきますと、3月中には1台、今ファイザー用の超低温冷蔵庫が来る予定となっておりますので、そちらにつきましても、どちらかの医療機関に置くことで、これもまだちょっと調整中ということでご了承ください。

あと、持病をお持ちの方の接種の状況ということでございますが、基本的には今申し上げたとおり町内でということではあるのですが、持病をお持ちの方につきましては、かかりつけ医、主に町外への医療機関が多いと思っておりますが、かかりつけ医でうっていただくということも認められておりますので、ただ、そのかかりつけ医で接種が可能なのかどうなのかというところで、これにつきましては、本町だけの問題ではございませんので、保健所から各医師会に働きかけをいただいている状況でございます。今現段階では、うてるというのがちょっと確定ではないというのをご容赦いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） すみません、もう一度お伺いいたします。

持病を持っている方への接種についてなんですが、例えば、そのかかりつけ医に行っても接種できないという状況になった場合には、町の方からは自己負担のないクーポン券ということは発行はされないのですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番委員のご質問にお答えいたします。

持病をお持ちの方の接種の仕方ということで、先ほどクーポン券の印刷と申しますか、部分を今回予算計上させていただいたところで、そのクーポン券を郵送いたしますので、それを受け取っていただいて、各医療機関に持って行っていただくということになりますので、それをお持ちいただいて無償で接種していただくということで考えております。

ただ、持病をお持ちの方の接種クーポン券の郵送のタイミングとしましては、4月以降になりますので、これにつきましては、また、国からの通知等々が今後くるかと思っております。ちょっと前後しますけれども、12月18日に第1回の自治体向け説明会がございまして、今月1月下旬に第2回の説明会が行なわれる予定となっておりますので、また、その時には詳細な接種体制等々の国からの説明があるかと思っております。現段階では、想定される考え方としては、以上でございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第11号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第1回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時16分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員